

重要事項説明書

1、 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人九州千雅
代表者氏名	理事長 田 中 英 隆
所在地	宮崎県延岡市北川町川内名 7055-2 TEL0982-46-2295 FAX 0982-46-3062
法人設立年月日	平成 7年 4月 17日

2、 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人九州千雅 田中医院
介護保険指定事業所番号	4510312319
事業所所在地	宮崎県延岡市北川町川内名 7055-2
連絡先 相談担当者名	TEL0982-46-2260 FAX 0982-46-2693 看護師長 河野 瞳子

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	医師が行う居宅療養管理指導等は、ケアマネージャーが作成するケアプランに必要な情報の提供や、利用者・家族等に対する療養上必要な指導・助言を言います。
運営方針	田中医院が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要支援・要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。 指定居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ~ 金曜日
営業時間	午前 8時 30分より午後 5時 30分まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	日曜日～土曜日
サービス提供時間	別に定めた訪問診療計画に沿った訪問診療実施した時

(5) 通常の事業の実施地域

実施地域	延岡市内の区域とする
------	------------

(6) 事業所の職員体制

管理者	院長 尾崎 雅孝
-----	----------

1、病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

職	職務内容	人員数
医師 又 は 歯科 医 師	1、 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅等を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。 2、 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うように努めます。 3、 文章等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。	常勤 1名 非常勤 1名

3、 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ－ビスの内 容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能か限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が、通院が困難な利用者に対して、その居宅等を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 居宅療養管理指導事業者の禁止事項

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束やその他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（3）提供するサービスの利用料、利用者負担（介護保険を適用する場合）について

区分	サービス提供者	1回の 利用料 (円)	1回の利用者負担額 (円)		
			1割	2割	3割
医師による居宅管理指導	医師が行う場合 月2回まで(単一建物居住者 1人に対して行う場合)	5150	515	1030	1545
	単一建物居住者2人以上9人以下に に対して行う場合	4870	487	974	1461
	単一建物居住者が 上記以外の場合	4460	446	892	1338
	医師が行う場合 (特定施設入居時) 医学総合管理料算定している 月2回まで(単一建物居住者 1人に対して行う場合)	2990	299	598	897
	単一建物居住者2人以上9人以下に に対して行う場合	2870	287	574	861
	単一建物居住者が 上記以外の場合	2600	260	520	780

*個別の負担割合につきましては、介護保険負担割合証をご確認ください。

4、 その他の費用について

交通費	居宅療養管理指導に要した交通費を請求することができます。
-----	------------------------------

5、 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の請求方法等	・利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ・上記に係る請求書は利用明細を添えて利用者宛にお届け（郵送）します
②利用料、利用者負担額 (介護保険を提供する場合) その他の費用の支払い方法等	ア、サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容の照合の上、下記いずれかの方法によりお支払いください。 ① 指定口座への振込み ② 自動振り替え ③ 現金支払い イ、お支払いの確認ができましたら、支払い方法の如何によらず。領収書をお渡ししますので必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります）

6、 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認められるときは、居宅介護支援の更新の申請が、遅くとも利用者の受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7、 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 尾崎 雅孝
-------------	-----------

- (2) 虐待の防止のための指針を定めています
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備します。
- (5) 虐待防止を啓発・普及するための委員会の開催、研修を実施するよう努めます。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>a 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>b、事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）はサービス提供をする上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>c、また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>d、事業者は、従事者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持させるため、従事者である期間及び従事者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>a、事業者は、利用者から予め文章で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者家族の個人情報を用いません。</p> <p>b、事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。</p> <p>c、事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、</p>

	開示の結果、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	--

9、事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損保ジャパン日本興亜
保険名	医師賠償責任保険
保障の概要	法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)

10、身分証携行義務

居宅療養管理指導を行う者は、常に携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11、心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者介護等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12、サービス提供の記録

①文章等により指導又は助言を行うように努め、当該文章等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。

その記録はサービスを提供した日から2年間保存します。

②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13、サービス提供に関する相談・苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア、利用者又は利用者の家族は提供されたサービスに苦情がある場合は下記の事業者の相談窓口及び関係機関に対していつでも苦情を申し立てることができます。

イ、事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

ウ、事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(2) 苦情申し立ての窓口

事業者の窓口 医療法人九州千雅 田中医院	担当者 看護師長 河野 瞳子 TEL0982-46-2260 Fax0982-46-2693 受付時間 月から金曜日 8時半から 17時半
外部苦情申し立て機関 延岡市健康福祉部 介護保険課	所在地 延岡市東本小路 2-1 TEL0982-22-7069 受付時間 月から金曜日 8時半から 17時
外部苦情申し立て機関 宮崎県国民保険団体連合会 (介護サービス相談窓口)	所在地 宮崎市下原町 231 番地 1 TEL0985-35-5301 受付時間 月から金曜日 8時半から 17時

上記のとおり説明しました。

説明者氏名	尾崎 雅孝
-------	-------

事業者	所在地	宮崎県延岡市北川町川内名 7055-2
	法人名	医療法人九州千雅
	代表者名	理事長 田中英隆
	事業所名	田中医院

上記内容の説明を受け居宅介護サービス（又は介護予防サービス）を受けることを承諾いたしました。併せて個人情報の使用についても承諾します

利用者住所	
利用者氏名	

代理人住所	
代理人氏名	